

宇治市告示第 1 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 6 日

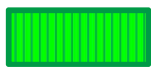
宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
大 - 4	大久保町南ノ口地内	約 0 . 1 5 h a	一部解除

(大-4地区)
特定生産緑地の変更
(令和7年1月6日告示)

特定生産緑地解除箇所
(大-4-7)

凡例



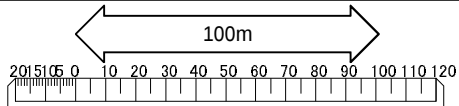
特定生産緑地
既指定区域



特定生産緑地
解除区域



生産緑地地区



大塚川児童公園